第三十五条の二十第一項第一号中「（第三号において「基幹統計」という。）」を削り、「次項」を「次項第一号及び第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号中「（次号において「総額の合算額」という。）の三十分の七に相当する額」を削り、同項第三号を削る。

第三十六条の十第二項第一号中「及び前項第一号」を「又は前項第一号」に、「及び第七号」を「若しくは第七号」に、「並びに」を「又は」に、「及び第十三号」を「若しくは第十三号」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改め、同項第三号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第四号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第五号中「及び」を「又は」に改め、同項第六号中「及び前項各号」を「又は前項各号」に、「及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」を「若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業」に、「移動支援事業及び」を「移動支援事業若しくは」に、「聴導犬訓練事業及び」を「聴導犬訓練事業若しくは」に、「並びに同項第六号及び」を「又は同項第六号若しくは」に改める。

第三十七条中「介護老人保健施設」の下に「、同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

第三十七条の二の四第二項中「同条第一項第十三号」を「同項第十三号」に、「同条第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三十七条の五第三項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項第一号」に改める。

第三十七条の九の五中「）第十四条第一項第一号」を「。以下この条において「機構法」という。）第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第十九号）第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号」に、「又は第三項から第五項まで」を「若しくは第二項から第四項まで」に改める。

第三十九条の三の二（見出しを含む。）中「第七十三条の二十四第四項」を「第七十三条の二十四第五項」に改める。

第三十九条の八の表第七十三条の二十四第二項第一号の項の次に次のように加える。

第七十三条の二十四第三項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第七十三条の二十四第三項第一号	の上	に対応する仮換地等の上

第三十九条の八の表第七十三条の二十四第三項及び第四項の項中「第七十三条の二十四第三項及び第四項」を「第七十三条の二十四第四項及び第五項」に改める。

第三十九条の九の見出し中「重量」の下に「又は金額」を加え、同条第一項中「の重量を」の下に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費その他の処分」を「同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）」に、「同欄」を「法第七十四条第二項」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「関し、」の下に「第一項の」を、「重量」の下に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第七十四条の四第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4　法第七十四条の四第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5　法第七十四条の四第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6　前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第七十四条の四第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7　法第七十四条の四第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

8　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第三十九条の九を第三十九条の九の二とし、第二章第五節中同条の前に次の一条を加える。

（法第七十四条の三の二の政令で定める者）

第三十九条の九　法第七十四条の三の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三条第一項に規定する会社（第三号において「会社」という。）

二　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを製造した特定販売業者

三　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として総務省令で定める者

第四十六条の二の三第一項中「及び第二項」を「、第四項、第五項及び第九項」に、「第七条の三の二第二項第一号中「第二十三条第一項第三号ロ」を「第七条の三の二第一項中「同号ただし書」に、「第二百九十二条第一項第三号ロ」を「法第二百九十二条第一項第十四号ただし書」に改め、同条第二項中「第七条の三の二第三項」を「第七条の三の二第七項から第九項まで」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第七条の三の二第二項から第六項まで及び第九項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号ロに規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三の二第二項中「同項第三号ロ」とあるのは、「法第二百九十二条第一項第三号ロ」と読み替えるものとする。

第四十八条の十二の次に次の二条を加える。

（法第三百二十一条の八第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除）

第四十八条の十二の二　二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について第四十八条の十三第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数）に按分して計算した額とする。